

配管特記仕様書

神山町水道工事特記仕様書

本工事仕様書は、徳島県土木工事共通仕様書（平成22年10月）に準ずるものとし、又神山町建設工事請負契約約款等に関する規則を適用する。尚、管機材に関しては、別紙のとおりメーカー指定を行なう。

※ 注 意 事 項

- 1) 鋳鉄管及び鋳鉄異形管類は、入札日より1年前以降に製造されたものに限りません。
- 2) 他製品に関しても、入札日より1年前以降に製造されたものに限りません。
（不良品と認めたものは、1) 2) 共返品します。）
- 3) 水圧試験
発注者の立会により、試験水圧0.98Mpa (10.0kg/cm²) にて20分間の保持後、圧力低下が、0.029Mpa (0.3kg/cm²) 以内の場合受取致します。
- 4) 配管工事の工程は、発注者の指示に従って行なうこと。
- 5) 工事地域の騒音規制、振動規制に注意すること。（低騒音・低振動型機械を使用して施工すること。）
- 6) 安全対策については、工事看板や誘導員を配置するなどして事故のないように努めること。
- 7) N T T、ガス等の地下埋設物又は、既設構造物については、現場状況を確認の上、十分注意して施工すること。破損による対応及び保証については請負業者にて行なうこと。発注者は一切の責任を負いません。
- 8) 産業廃棄物（アスファルト殻、コンクリート殻、残土、汚泥他）は、請負業者が責任をもって処理場まで運搬し処理すること。処理場については請負業者にて用意すること。
※産業廃棄物は指定及び許可する処理場に運搬すること。
- 9) 使用する資材については、すべて承認図を提出し発注者の了解を得ること。
（発注者了解の上、準備する資材についてはこの限りではない。）
- 10) サドル分水栓取り付けに伴う本管の穿孔は、専用の穿孔機を使用し施工すること。
- 11) 発注時点で想定していない資材や雑工事の追加を十分想定に入れて見積、施工を行うこと。
設計図書の内容に意義のある場合はすみやかに発注者に確認をとること、落札後の意義は受け付けない。
- 12) 試掘等で既設管確認後、配管方法に変更を生じる場合は、発注者とすみやかに協議を行うこと。試掘する場所については、必ず事前協議を行なうこと。
- 13) 工事完了後は、速やかに発注者指定の形式にて工事日報、出来形図面、出来高数量計算書、工事写真、マニフェスト・交通誘導警備員の明細提出を行なうこと。
提出されないもの及び確認できないものについては、精算にて控除するものとする。

- 14) 竣工の図面は全てデジタルデータにて作図されたものとする。
CADデータは、SXF レベル2 Ver2.0に対応したCADソフトで作成すること。
納品ファイル形式はSFCとする。
CD-ROMにてデータも提出すること。
数量計算書も同様にEXCELで作成したものをデータにて提出すること。
- 15) 工事写真は、カラーにて1部（L版にて写真プリントされた物）及び、ネガフィルムを提出すること。（プリンターによる出力物は認めない）
デジタル写真の場合はCD-ROMにてデータも提出すること。
（提出部数は、事業内容により必要部数が増えることがある。）
必ず黒板に日付と管割を記入しておくこと。
- 16) 配管布設従事者については、資格及び経歴を提出し、町の承認を得なければならない。
しかし、町が同等以上と認めた場合は、この限りではない。
- 17) 配管布設に関しては、鋳鉄管便覧及び接合要領書を厳守すること。
- 18) 資材については、明細書に記載された材質また機能を有する物を使用すること。
※メカニカル同軸押輪メカニカル同軸抜止押輪を押輪及び特殊押輪として使用する際は監督職員に協議書及び使用理由書を提出し使用の許可を得ることとする。
尚、使用が認められた場合においても資材費の増額は一切認めないものとする。
- 19) この工事により発生する残土は、請負者が責任をもって処分・搬出するものとする。
- 20) 本工事の施工により発生する次の各号の産業廃棄物は、再生のため次に掲げる場所へ搬出することを予定している。なお、請負者は事前に受入場所と受入条件等の協議を行い、当該処分場で適切な処理が可能であるか確認すること。
受入先との協議の結果、他の受入場所へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議することとする。
- コンクリート塊
イ 受入場所：バンドウクリエート(株)
ロ 受入時間帯：8：00～17：00
- アスファルト
イ 受入場所：津崎興産(有)
ロ 受入時間帯：8：00～17：00
- 建設汚泥
イ 受入場所：(株)折口組
ロ 受入時間帯：8：00～17：00
- 自己処理を希望する場合は、監督員と協議すること。
搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。

- 21) 当該工事において、耐震管の施工がある場合、施工に従事する者が耐震継手配管技能者(及び日本ダクティル鉄管協会の配管講習を履修した者)であることを原則とする。また、現場代理人は、管路施工に直接的に従事する者を選任し、耐震継手に関する配管技能者選任届にて発注者へ届出することを義務とする。(施工計画書に終了書の写しを添付すること)
尚、資格所有者以外の者が施工に携わるなど、原則を守れない場合は厳罰に処すものとする。
- 22) 再生砂の使用はいかなる場合でも一切認めないものとする。共通仕様書に記載がある場合においても当特記仕様書を優先することとする。
- 23) 使用する砂については、山砂または洗砂とする。
- 24) 竣工画面は A1 サイズの平綴じを作成し 2 部納品することとする。

令和 8 年

水道事業工事仕様書

水道事業令和8年度工事仕様書

工事名 令和8年度中央区域大埜地低区配水管布設替工事

管布設工

第1条

配管材料の取扱は慎重に行い、衝撃等による毀損を生じないようにするのは勿論、内外面塗装のすり傷・ヘヤークラック等を防止する。また、これらの損傷を見つけた際は速やかに監督職員に連絡してその指示を受けるものとする。

第2条

予め定めた工程表に基づいて工事区間毎に所要資材を付近の空地又は道路上の交通に支障ない場所に監督員並びに地元民と交渉の上集積するものとする。

第3条

1. 所要資材を配管路線に従って掘削に支障ない様並べて配置する。
2. 工事現場の管の配列は原則として管路線に沿って一行に行いその吊上げ吊卸しに使用するロープ・チェーン・ブロック・ウインチ・クレーン等はその管体重量より十分余裕をもった能力の物を使用するものとする。

第4条

道路管理者始め、田畑等私有地についてはその土地所有者並びに耕作者の許可を得た上で配管路線の遣り方、丁張りをを行い現地状況の許す限り屈曲の少ない方向に掘削線を選定する。

第5条

掘削予定長の決定は原則として、その日の中に配管布設が完了し埋戻しのできる範囲とする。

第6条

掘削の幅は原則として別途標準掘削断面に拠るも管に加わる覆土荷重を軽減する目的と交通妨害を減らし取扱土量を少なくする意味から配管接合作業ができえる限りの最小幅としても差し支えない。

第7条

掘削完了した時、箱尺等を対照し写真撮影を行い且つ監督職員の検査を受けなければならない。

第8条

掘削施工中に湧水のある時、設計書に明記なくとも適当な排水作業をなし、必要に応じて土留工を施し危害を防止すると共に管内に汚水土砂等が入らない様にする。

第9条

掘削底面の配管布設中心部は、玉石・砂利等の露頭を取除いて良質土砂で十分平均に均し全管路にわたり一様な連続的な弾性支持をせしめるものとする。

第10条

田畑の掘削・埋戻・残土処理は総てその土地の耕作者又は所有者の許可を得て施工し、表土と深層土とは混ぜ合わせぬ様注意し掘削表土は表土上に置き深層土を表土上に置く時は筵又はパネルを敷いた上に預け必要に応じて板柵工を施して補償用地外に対する土砂の流出を防止する。又、埋戻に際しては十分深層土を締固めた上、丁寧に練込みを行い耕作者立会の上、或期間放置してから表土を埋戻するものとする。

尚、配管の持ち込み吊卸しに際しても補償用地外の田畑の踏荒らしは避けるものとする。

第11条

県道部の配管工事は道路占用期間内に完了することは勿論であるが、工事期間中もでき得る限り一般交通に不便や危害を及ぼさない様、管の布設工程に合わせて掘削埋戻を行い弁室工及び防護コンクリート工事等にて止むを得ず埋戻が数日後になる場合には危険防止柵並びに夜間赤色点滅灯を要所に設備して交通の安全を図るものとする。

第 1 2 条

県道部の配管は土被り 1. 2 m を確保して路面荷重による影響を軽減すると共に管の周囲は砂及び良質土砂（網目 5 mm 節のアンダーサイズ）を十分に管底にもまわり込む様締固め、その上層部は切込砂利・花崗土又は良質な土砂の混合土砂を図に示す如く埋戻し十分締固め乍ら埋戻しを行い、表層部は仮復旧（アスファルト舗装）を行い交通に支障を生ぜしめないと共に管に対する衝撃荷重を軽減せしめるものとする。

第 1 3 条

管の吊卸しは管材及び塗覆装のひび割れ等の癖を点検して、且つ損傷を与えない様入念に行い管内を清掃し土芥を除去するものとする。

第 1 4 条

管の接合に際しては、先ず事前にボルトナット類等接合用材の点検整備を行い、管を所定の位置に相手管と真直となる様にし、接合部の土砂等をきれいに拭き取り適格な工法をもって完全に接合するものとする。

尚、傾斜部は低地より高地に向かって布設するものとする。

第 1 5 条

管の切断に際しては監督職員の許可を得て適切な工法をもって熟練者の手にて行なうものとする。

第 1 6 条

管の切断端面はモルタルライニングの剥離及び水分の浸透等を防ぎ、ライニング効果を上げる目的をもってエポキシ系樹脂塗料を塗覆するものとする。

第 1 7 条

異形管には水圧の不均衡力等に伴う水力によって生ずるジョイント部の離脱事故を防止するために防護コンクリートを打設し、その両端の管接合は不同沈下に対して耐える様メカニカルジョイント又は、同型継ぎ輪等可撓性に富んだ継手類を使用するものとする。

又は、特殊押輪による離脱防止でもかまわない。

第 1 8 条

管路の各日終了後は板蓋等で土砂の流入を防止するものとする。

第 1 9 条

水路横断の前後及び掘削深度（土被り）の大きく異なる個所、湧水のある地区の境界点、路面荷重の急変個所等不同沈下を生ずる恐れのある個所には設計書に記載なくとも必要に応じて適宜の工法で施工するものとする。

第 2 0 条

各工区の配管の施工歳末端には木製等の盲蓋を施し管内に土砂が侵入する事を防ぎ、且つその中心に標示棒を立て管の埋設位置及び深度を明らかにして、爾後の接続配管の便を図るものとする。

第 2 1 条

ビニール管の接着剤は J W W A S 1 0 1 に規定する塩化ビニール樹脂溶液系接着材を使用し、これが古くなりゼラチン状になったものは絶対に使用してはならない。（これにアセトンベンゾール、シンナー等の溶剤を加えて再使用しても接着力は殆ど無い為、破棄しなければならない。）

第 2 2 条

ビニール接着面の油、水気、ほこりは十分丁寧に拭き取り接着効果を確実にするものとする。

第 2 3 条

ビニール接着面は所定長さとして、その部分に対する接着剤の塗布はハケ等を用いてできるだけ均一に薄く塗り接着時間を短縮すると共に接着事故を防止する。

第 2 4 条

1. ビニール接合に際しては、接着材を塗り終えればできるだけ早く挿し込み、この場合可能ならばひねり乍ら挿し込んで接着剤層を薄く均一に延ばしより接着効果を高めるものとする。
2. T S 接合の場合は、抜け戻りを防ぐ為挿し込んでから 1 0 ～ 3 0 秒そのまま押さえつけておくものとする。

第 25 条

ビニール管 $\phi 75\text{mm}$ 以上の管は埋設部に於いても、使用水温差による伸縮及び不同沈下による軸応力の軽減対策として約 25m 当たり 1 箇所程度ドレッサー型伸縮ジョイントを使用するものとする。

第 26 条

埋戻終了後に於いても全管路竣工に至る迄、管理設路線を巡回し凹凸の生じたところは責任を以て手直しするものとする。

第 27 条

1. 排水管を布設するときは、管の受口を上流側に向け下流側から一様な勾配に設置しなければならない。
2. 管の継目は所定の材料を使用し、漏水しないように施工しなければならない。

第 28 条

本配管工事に使用する配管資材は J I S 又は J W W A に準拠したものとし、別紙特記仕様書に定める。

(三) 現地試験及び竣工検査

第 29 条

1. 本水道施設の建設工事完了後、全体設備が総合されて所期の成果を挙げ得るかどうか想定される総ての事態をできる限り再現して現地試運転を行なうものとする。
2. 前項によるテストの結果十分な成績を納める迄、請負人の責任において補修改造を行なうものとする。

第 30 条

本工事の検査は必要に応じて随時随所に於いて行なうものであれば竣工検査については請負人立会の下に監督職員の指示によって行なうものとする。

第 31 条

コンクリート構造物の各池及び水槽ピット類については防水モルタル施工後、その養生期間を経て満水面迄湛水し 10 日間に於いてその水深の減量をもって漏水の有無を検査する。

第 32 条

配管類については、その布設終了後工事区間毎にて水压又は空気圧試験を行い漏洩の有無を調べるものとする。

第 33 条

工事竣工後 1 カ年間、漏水箇所、路面沈下箇所その他不完全な箇所を発見した場合には、請負者は自己の費用で監督員の指示に従って直ちに手直しするものとする。

(四) 追補条項

第 34 条

本工事に使用する主要資材の内弁栓類については日本水道協会の検査合格証明書を納入時に提出するものとする。

第 35 条

既設管との接続工事及び切替時期については監督員の指示に従って、万全の準備と綿密な計画の下に所定の時間内に於いて完全且つ適格に行い、苟も水質低下等、汚染事故は生じない様にしなければならない。

第 36 条

県道掘削、河川横断、橋梁添架、国道掘進工、鉄道横断水管橋及び鉄道下横断工等施工に際しては関係各官庁と密接に連絡協議の上その指示に従い施工する。尚、それらの手続き等に要する費用等は業者負担とするが交渉時に於いては町も協力をするものとする。

図面及び仕様書と大きく変更などのあるときは改めて費用工期等に就き協議を行い施工する。

第 37 条

本仕様書に明記なき事項は別途特別仕様書に依るものとする。

資材メーカーリスト及び製品仕様（規格）		
資 材 名	メーカー名	仕様（規格）
水道用ダクタイル鋳鉄管 〃 鋳鉄異形管 （内面エポキシ樹脂粉体塗装） 鋳鉄管接続資材	株式会社クボタ 株式会社栗本鉄工所 幡豆工業株式会社 株式会社岡本	JIS G 5526、5527 JWWA G113～G114 GX形 JWWA G 120 - 121
鋳鉄管接続資材 ・特殊押輪	上記メーカーを含む。 大成機工株式会社 コスモ工機株式会社 株式会社クロダイト	JIS G 5526、5527 JWWA G113～G114 接合部品Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ類の仕様に準ずる。 ボルト・ナット（FCD）
ポリエチレンスリーブ （ダクタイル鋳鉄管用） 埋設シート	鋳鉄管メーカー及び サンエス護謨工業株式会社 ヨツギ株式会社 株式会社アクロス	JDPA Z 2005 特に指定の無い場合は、幅15cm、二倍折シート。
硬質塩化ビニル管	クボタシーアイ株式会社 積水化学工業株式会社 アロン化成株式会社 三菱樹脂株式会社	JIS K 6742、6743 JWWA K 127～130
塩化ビニル管用鋳鉄製異形管	大成機工株式会社 コスモ工機株式会社 株式会社川西水道機器製作所	JIS K 131 （使用管種による離脱性能を確認すること。）
水道配水用ポリエチレン管 〃 継手	クボタシーアイ株式会社 積水化学工業株式会社 株式会社イノアック 三菱樹脂株式会社	JWWA K 144、145、PTC K 13 ※上記規格と同等以上の製品であればメーカー規格品でもよいが、承認を得て使用すること。
水道用二層ポリエチレン管	クボタシーアイ株式会社 積水化学工業株式会社 株式会社イノアック 三菱樹脂株式会社	JIS K 6762
水道用ポリエチレン管金属継手	前澤給装工業株式会社 株式会社日邦バルブ 株式会社タブチ	JWWA B 116 ※上記規格と同等以上の製品であればメーカー規格品でもよい。
ステンレス鋼鋼管 配管用炭素鋼鋼管 配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	株式会社多久製作所 東海鋼管株式会社 住友金属工業株式会社	JIS G 3459 JIS G 3452 JIS G 3457
ステンレス鋼鋼管 ねじ込み継手	株式会社キッツ イノック製造株式会社 東海鋼管株式会社	JIS B 2301
水道用地下式消火栓 水道用急速空気弁 小型急排空気弁 水道用補修弁 水道用ソフトシール仕切弁 水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁	株式会社クボタ 前澤工業株式会社 株式会社清水鐵工所 株式会社清水合金製作所 小型急排空気弁に限り、前澤給装工業株式会社 を追加する。	JWWA B 103 ※上記規格と同等以上の製品であればメーカー規格品の浅埋対応型でもよい。 JWWA B 137 ※上記規格と同等以上の製品であればメーカー規格品でもよい。 JWWA B 126 ※特に指定の無い場合は、ボール式レバー弁。 JDPA G 1049 JWWA B 120 ※上記規格に準ずる受け口付仕切弁を含む。 JWWA B 122
水道用レジンコンクリート製ボックス （仕切弁、消火栓、空気弁用）	日之出水道機器株式会社 長島鋳物（株） 株式会社ダイモン	JWWA K 148 ※上記の規格品及び発注者指定による鉄蓋を使用する。仕切弁室は「青」口径、方向表示 消火栓は「黄」 空気弁は「青」を標準とする。
水道用サドル付分水栓 水道用止水栓	前澤給装工業株式会社 株式会社日邦バルブ 株式会社タブチ	JWWA B 117 ※上記規格と同等以上の製品であればメーカー規格品でもよい。特に指定の無い場合はボール式とする。 ※止水栓は発注者の指定品を使用するものとする。

資材メーカーリスト及び製品仕様（規格）		
資 材 名	メーカー名	仕様（規格）
その他の管機材		町の承認を得ること。